**消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書**

　防火対象物に、消防用設備等を設置等した場合に必要な届出です。

防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等の設置に係る工事が完了した日から４日以内に届出る必要があります。

また、届出後、消防本部予防課が届出に伴い消防検査を実施します。（軽微な工事については書類審査のみ）

届出・申請方法

|  |  |
| --- | --- |
| 窓口及び郵送 | 電子申請 |
| 消防本部予防課でのみ受付可（※） | 可（※） |

　※郵送及び電子申請での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限ります。

届出先及び届出・申請手順

　●届出先

　　消防本部予防課

　●届出・申請手順

**１．窓口に提出する場合（持参する書類等）【各２部（正・副）】**

* 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書
* 対象消防用設備等（配線等含む）の試験結果報告書
* 対象消防用設備等の設計書、仕様書、計算書、系統図、配管及び配線図並びに平面図、立面図、断面図等（※）

※　整備対象設備等着工届出書で添付した図書の内容に変更のない場合は省略可能。当該図書に変更または不足があった場合は、変更箇所の差し替えまたは不足図書の追加で差し替えない。

**▲注意事項**

・消防本部予防課の窓口での受付は、午前８時３０分～午後５時１５分となります。（土、日、休日及び年末年始を除く）

・軽微な工事を除き消防検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

　　**２．郵送する場合（封入する書類等）【各２部（正・副）】**

* 上記「１．消防本部予防課の窓口に提出する場合」に記載の書類等
* 返送用封筒（宛名を記入し、切手を貼付）

　　**▲注意事項**

・郵送での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限ります。

・記入漏れ等の不備がある場合、受理できない場合がありますので、内容等を確認し郵送してください。なお、届出、申請内容について担当者に問い合わせる場合があります。

・軽微な工事を除き消防検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

　　**３．電子申請する場合【各届出書1部（正）】**

* 上記「１．窓口に提出する場合」に記載の書類等を添付し、消防本部予防課のメールアドレスyobou-e@fd-sakata.jp（電子申請専用）宛に送付してください。

　　▲**注意事項**

　　　・電子申請での受付は、消防本部予防課と事前協議済みのものに限ります。

・軽微な工事を除き消防検査を実施しますので、あらかじめ、または受付時に日程について相談してください。

・その他、電子申請に関する注意事項についてはホームページをご確認ください。

その他

　・消防検査の結果、消防法第１７条の技術上の基準に適合している場合、「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」を発行します。

・上記については原則、消防本部予防課の窓口にて直接お渡しとなります。左記以外の方法でのお渡しを希望の方は、別途、消防本部予防課にご相談ください。

問い合わせ先

消防本部予防課

　電話　：0234-31-7146（設備指導係）

　メール：yobou-s@fd-sakata.jp（問い合わせ専用）